

No.	論点の内容		意見等のまとめ <意見等の趣旨>	実施計画（案）たたき台 該当箇所・内容	議論のための視点
1	論点1	学区の考え方（地域との関わり） 【行政区と学区の関係性】	行政区・公民館の活動対象区域を基本とする（分断しない）ことの妥当性について	P 1（地域設定（学区）検討の視点） 【 1-1-(1)-イ-① 】	① 子どもたちの望ましい学習環境の整備の観点から、様々な学校規模のパターンを検討可能とするため、合併前の市町村の区域を超える場合や既存中学校区を超えての地域設定（学区）について検討する必要があるのではないか。 ② 学区と地域（行政区や公民館の活動対象区域）を同一にしようとする考えなのか。
2	論点2	学区の考え方（地域との関わり） 【分散進学の是非】	同じ小学校の児童は同じ中学校へ進学することを基本とするものの妥当性について	P 1（地域設定（学区）検討の視点） 【 1-1-(1)-イ-③ 】	① 既存の通学区域（学区）の変更となるのではないかと。 ② 第三中学校の生徒数の減少につながるのではないかと。 ③ 距離的に第三中学校が近い児童が、第二中学校に通学することを妥当と考えるのか。
3	論点3	児童生徒の日々の生活 【通学時間・距離】	通学時間・通学距離の上限の目安の変更可能性について	P 1（地域設定（学区）検討の視点） 【 1-1-(2) 】	① 喜多方の地形や降雪期を考慮し、市独自の基準で考えていくべきではないかと。
4	論点4	適切な通学手段の確保	スクールバス運行の必要性について	P 1（地域設定（学区）検討の視点） 【 1-1-(2) 】	① 通学環境の変化に対応するため、通学支援について市内全域で統一した基準が必要ではないかと。（スクールバスの運行、通学費助成事業等） ② 通学路の変更（延長）や児童数の減少の観点から通学上の安全対策を考えていくべきではないかと。 ③ 現行のスクールバスの運行は保障されるのか。
5	論点5	望ましい学校規模 【望ましい学級数・学級の人数】	望ましい学校規模の考え方の妥当性について	P 3（学校規模検討の視点）	① 望ましい学校規模に達しない地区（学校）については、どのように考えればよいのか。（学級数、学級の人数とも望ましい学校規模に該当する必要があるのか。） ② 市の実情を考慮した学級数・学級の人数に改める必要があるのではないかと。

## 議論のための視点

子どもたちにとってより望ましい学習環境を目指し、小中学校の適正な規模とそれに伴う学校の適正な配置に関して検討を行います。

また、本市では、多くの学校が小規模であり、現行の学区も長期にわたり継続してきたことから、今後将来的に安定的な学校規模の確保は難しいと考えられます。適正規模適正配置の基本方針の内容を踏まえ、今後の学校のあり方について検討を行っていきます。

### 1 地域設定（学区）検討の視点

次の2つの観点から地域設定（学区）を検討します。

#### (1) 児童生徒の地域との関わりに関する配慮の観点から

ア コミュニティのまとまりを重視し、原則として合併前の市町村の区域の範囲内（以下「旧市町村の区域内」という。）で地域設定（学区）を検討します。ただし、適正規模を確保するため、旧市町村の区域内を超えての検討が必要な場合はこの限りではありません。

イ 上記アの範囲内での検討にあたり、現状の学区の維持を含め、以下の3点を基本として検討します。

- ① 行政区や公民館の活動対象区域を基本とし、区域が分断されないことへ配慮することとします。ただし、子どもたちの望ましい学習環境の整備を進める中で、従来の行政区や公民館の活動対象区域を超える場合も考えられます。
- ② 既存中学校区の区域を基本とし、区域が分断されないことへ配慮することとします。ただし、子どもたちの望ましい学習環境の整備を進める中で、既存中学校区によらない場合も生じることが考えられます。
- ③ 同じ小学校に通学している児童は、同じ中学校へ進学することを基本とします。

#### 【変更点①】

子どもたちの望ましい学習環境の整備の観点から、広範囲で適正規模のパターンを検討可能とするため、アの後段に但し書きを加える。

（学区を弾力的、柔軟に検討することを可能にするため。）

#### 【変更点②】

変更点①と同じ理由により、イー①②の後段に但し書きを加える。

- (2) 児童生徒の日々の生活（通学時間・距離）への配慮の観点から  
通学時間・通学距離の上限について以下のように目安を定め、その範囲  
内で地域設定（学区）を検討します。

【通学時間・通学距離の上限の目安】

● 通学時間

通学手段に関わらず、小中学生とも おおむね40分

● 通学距離

(徒歩や自転車による場合)

小学校 おおむね 2 km

中学校 おおむね 6 km

※1 中学生について、徒歩は、おおむね3kmを上限とし、3km以上については、自転車通学を認めることとする。なお、自転車通学とする距離については、地域の実情に応じて各学校において、その条件を判断できるものとしします。

※2 通学における児童生徒の心身への負担の軽減や安全性の確保を図るため、上記の通学距離を超える区域については、スクールバス等の通学手段を検討することとし、市内全域で統一した基準を定めていくこととしします。

また、適正規模適正配置に伴う新たな通学路の設定にあたっては、安全上の検証を行い、必要に応じて安全対策を講じることとしします。

(スクールバス等の場合)

小中学生とも おおむね14km

【変更点①】

※2を追加する。

市内全域で統一した規準でスクールバス等の通学手段を運用していく必要性について追記し、新たな通学路の設定となる場合、通学路の安全確保の対応を行う必要性があることについても追記する。

## 2 学校規模検討の視点

上記1で導き出される地域設定(学区)のパターンごとに、将来の児童生徒数や学級数等を踏まえ、望ましい学校規模を検討します。

### 【望ましい学校規模の考え方】

#### ●望ましい学級数

小学校は、1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上

#### ●望ましい学級の人数

小中学校ともに1学級少なくとも17人以上

ただし、本市の実情を考慮した場合、1学年1学級の規模もやむを得ないもの(適正規模に準ずるもの)と考えることとします。

なお、1学年1学級であっても相当数(17人に近い人数)の児童が確保されることが望ましいものとし、この場合、学習効果を高めるための学校スタイル等の手法について、併せて検討していくものとし  
ます。

### 【変更点①】

地域の実情を考慮するため、但し書きを加え、望ましい学級数、学級の人数にならない場合(学区のパターン)もあり得ることについて明記する。

さらに、望ましい学校規模に達しない場合、学習効果を高める手法の検討を同時に行っていくことの必要性についても明記する。